

別表十（三）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、）において措置法第59条《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「通算所得基準額7」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいいます。）に添付された別表十(三)付表「7」の金額を記載します。
 - (2) 「所得基準額9」の欄は、記載しません。